

札幌地方裁判所地方裁判所委員会

刑事裁判における 犯罪被害者の保護(支援)制度 について

札幌地方検察庁 総務部長
検事 小出 幹

1. 檢察庁と刑事手続の流れ

2. 被害者支援のための一般的制度

3. 捜査段階での被害者支援

4. 公判段階での被害者支援

5. その他の被害者保護・支援

1. 檢察庁と刑事手続の流れ

① 捜査 警察などから送られた事件を捜査して、真相の解明に努める。	② 事件処理 刑事案件について、裁判所に起訴するかどうかを決める。
③ 公判立会 起訴した事件の裁判(公判)に立ち会い、適正な裁判を求める。	④ 刑の指揮監督 裁判が確定すると、その刑の執行を指揮監督する。

2. 被害者支援のための一般的制度

- ① 被害者支援員制度
- ② 被害者ホットライン
- ③ 被害者等通知制度

① 被害者支援員制度

- ・ 全国の地方検察庁に、「被害者支援員」を配置している。
- ・ 被害者等からの相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還などの手続を手助けする。
- ・ 被害者等の状況に応じて、精神面・生活面・経済面等の支援を行う関係機関や団体等を紹介している。

② 被害者ホットライン

- ・ 全国の地方検察庁に、被害者等のための専用電話を設置している。
- ・ 札幌地方検察庁の場合
011-261-9370
- ・ 夜間・休日も、留守番電話・ファックスで利用可能

③ 被害者等通知制度

- ・検察庁は、被害者等に対する通知制度を設けている。
 - ・事件の処分結果
 - ・刑事裁判の日程
 - ・刑事裁判の結果
 - ・犯人の刑務所における処遇状況
 - ・犯人の刑務所からの出所時期 など

3. 捜査段階での被害者支援

- ① 被害届の提出、告訴、告発
- ② 不起訴処分への不服申立てなど
- ③ 不起訴記録の閲覧

◎ 捜査(被害者からの事情聴取の必要性など)

- ・警察官による事情聴取
事案の真相を解明するために、必要であることが多い。
- ・検察官による事情聴取
真相解明のほか、立証方法や処罰感情等を吟味して、起訴・不起訴を判断するなどのために、必要となることもある。
そのため、警察で聴取していても、あらためて
検察官が事情聴取しなければならないこともある。
また、期限(被疑者の逮捕・勾留期間)があるので、
早期の事情聴取をお願いしなければならないことが多い。

被害者等の立場・心情への十分な配慮を

◎ 司法面接・代表者聴取

・児童虐待事件(傷害や性犯罪)での 被害児童からの事情聴取など

児童相談所・警察・検察庁は、その職務を全うするため、それぞれの立場から、被害児童の事情聴取を行う必要がある。しかし、そうすると、被害児童は、少なくとも3回は、事情聴取を受けなければならないが、その負担は著しく甚大である。

そこで、数年前から、児童相談所・警察・検察庁の3機関が、連携し合い、その代表者1名が、1回だけ、被害児童からの事情聴取を行うこととするなどして、負担の軽減を図っている。

① 被害届の提出、告訴、告発

- ・**被害届の提出**
被害者は、捜査機関に被害届を提出して、被害を申告することができる。
通常は、これにより、捜査が開始される。
- ・**告訴・告発**
告訴……被害者は、被害を申告して、犯人の処罰を求めることができる。
告発……被害者以外の人も、犯罪事実を申告して、犯人の処罰を求めることができる。

※ 性犯罪の告訴に関する法改正

② 不起訴処分への不服申立てなど

・検察審査会への申立て

検察官の不起訴処分に不服がある場合、被害者や告訴人は、検察審査会に、審査を申し立てることができる。

※ 検察審査会の議決
… 起訴相当、不起訴不当、不起訴相当

・付審判請求

公務員職権濫用罪など一部の罪については、裁判所に審判に付するよう求めることができる。

③ 不起訴記録の閲覧

- 不起訴記録は、原則として、閲覧できない。
- しかしながら、
実況見分調書など、一部の証拠については
- 交通事故事件で、裁判所からの送付嘱託・弁護士会からの照会がある場合
 - 被害者参加制度対象事件の被害者等に対する場合
 - それら以外でも、民事訴訟で損害賠償請求をするなど、必要と認められる場合で、かつ、捜査・公判に支障を生じず、関係者のプライバシーも侵害しない場合
- など、一定の場合には、閲覧に応じることができる。

4. 公判段階での被害者支援

- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 証人尋問での証人保護の制度
- 傍聴
- 被害者参加制度
- 心情等の意見陳述制度
- 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付
- 公判記録の閲覧・コピー
- 刑事和解
- 損害賠償命令制度

◎ 証人尋問（その必要性など）

- 警察や検察庁で作成された供述調書は、原則として、被告人の同意がなければ、証拠とすることはできない。
⇒ 不同意となった場合は、公判で被害者等に直接証言してもらう以外に、立証方法がない。
- 裁判官・裁判員に、被害者等の生の声を聞いてもらったほうが、重大さ・悪質さにつき理解を得やすい場合もある。
- 警察や検察庁で、事件の状況を詳しく説明して、供述調書を作成してもらうなどしたにもかかわらず、公判で、また証言しなければならない場合も、あり得る。

被害者等の立場・心情への十分な配慮を

① 犯罪被害者等に関する情報の保護

- 裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等（被害者特定事項）について、公開の法廷で明らかにしない旨を決定することができる。
⇒ 起訴状に書かれた被害者の氏名を読み上げないなど。
- 検察官は、弁護人に對し、被害者特定事項が他人（被告人など）に知られないようすることを求めるなどすることができる場合がある。
⇒ 弁護人にも、被害者特定事項を開示しない場合もある。

② 証人尋問での証人保護の制度

- 裁判所の判断により、証人の精神的な負担を軽減する措置をとることができる。
 - 証人への付添い**
家族や心理カウンセラーなどが、そばに付き添う。
 - 証人の遮へい**
証人と被告人・傍聴人との間に、ついたてを置く。
 - ビデオリンク方式**
別室とケーブルで結び、モニターを通じて尋問。

③ 傍聴

- 裁判は、公開の法廷で行われており、被害者等を含め、誰でも傍聴することができる。
⇒ 傍聴希望者が多いために抽選が必要な場合でも、被害者等に対しては、可能な限り、傍聴席の確保などについて配慮している。

④ 被害者参加制度（概要）

一定の重大な事件に関し、裁判所の許可を得て、被害者等が、当事者として、裁判に参加できる制度。

- ⇒ 対象となるのは
殺人、傷害、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、危険運転致死傷、過失運転致死傷など、一定の重大事件
- ⇒ 手続としては
 - ・ まず被害者等が検察官に申し出て、それを検察官が裁判所に通知する。
 - ・ 裁判所が、相当と判断して許可すれば、被害者等が裁判に参加できるようになる。

④ 被害者参加制度

（参加が許可された場合にできること）

- ・ 裁判に出席することができる。
- ・ 検察官の活動に意見を述べたり、検察官に説明を求めたりすることができる。
- ・ 情状に関する証人への尋問ができる。
- ・ 被告人に質問することができる。
- ・ 証拠調べの後、事実・法律適用について、法廷で意見を述べることができる。

④ 被害者参加制度

（弁護士からの援助）

- ・ 被害者参加に際して、弁護士に委託して、援助を受けることができる。
- ・ 経済的に余裕がない場合には、国が弁護士報酬や費用を負担する制度（被害者参加人のための国選弁護制度）を受けることも可能である。
- ⇒ 被害者参加人が弁護士の援助を依頼した場合は、検察官は、その弁護士と連絡・協力して、裁判に臨む。

⑤ 心情等の意見陳述制度

被害者等が、被害についての今の気持ちや事件についての意見などを、自ら述べたいと希望する場合に、意見などを陳述できる制度。

- ⇒ 裁判官・裁判員に、被害者等の気持ちや意見を踏まえた上での判断をしてもらう。
- ⇒ 被告人に、被害者等の気持ちや意見を聞かせて、よりいっそう反省を深めてもらう。

⑥ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

冒頭陳述

… 検察官が、刑事裁判の初めに行うもので、「この裁判で検察官が証明しようとしている事実」を、口頭及び書面で明らかにすること。

- ⇒ 冒頭陳述を実施した後、被害者等に対し、冒頭陳述の書面を交付している。

⑦ 公判記録の閲覧・コピー

その被害者が、直接の被害に遭った事件については、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除いて、公判中の記録の閲覧・コピーが認められる。

- ⇒ 手続としては、裁判所に申し出る。

その被害者が被害に遭ったのと同じ被告人による、同種の犯罪行為に係る事件（同種の余罪事件）については、損害賠償請求の必要がある、相当と認められるときは、公判中の記録の閲覧・コピーが認められる。

- ⇒ 手続としては、検察庁に申し出る。

⑧ 刑事和解

- 被害者等が、被告人との間で、民事上の請求について和解(示談)した場合に、裁判所に申し出て、和解(示談)の合意内容を、公判(刑事裁判)の調書に記載してもらう。

⇒ 被告人が、和解(示談)の約束を守らず、賠償等の支払をしないというときに、別の民事裁判を起こしたりしなくとも、強制執行の手続などが可能となる。

⑨ 損害賠償命令制度

- 刑事事件を担当する裁判所に申し立て、刑事裁判の起訴状の犯罪事実に基づいて、その犯罪による損害の賠償を請求するもの。

⇒ 刑事手続の成果を利用するので、被害者等が、被害の事実を立証しやすい。基本的には、賠償額中心の審理になるので、簡易迅速に手続を進めることが可能である。

5. その他の被害者保護・支援

- 少年審判に関連する被害者支援
- 心神喪失者等医療観察法の審判段階での被害者支援
- 裁判後の段階での被害者支援
- その他

◎ 犯人の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報等の通知

- 被害者等通知制度に基づくもの
(特段の理由を必要とせず、通知を受けられるもの)
 - ⇒ 満期出所の予定時期、受刑中の刑務所における処遇状況、実際に釈放された後の釈放年月日など
- 特に再被害防止のために必要がある場合に限って通知を受けられるもの
 - ⇒ 釈放直前における釈放予定時期、釈放後の住所地など

◎ 被害回復給金支給制度

- 詐欺罪や高金利受領罪などに関し、犯人から「犯罪被害財産」をはく奪(没収・追徴)して、「給付資金」として保管し、そこから、その事件の被害者等に対して給付金を支給する、という制度。
- ⇒ 裁判で認定された事件の直接の被害者等のほか、その事件と一緒にしてなされた犯罪の被害者等も含まれる。
- ⇒ 「給付資金」が被害額の総額より少ない場合は、各人の被害額に応じてあん分した額が、支給額になる。
- ⇒ その手続の開始は、官報や検察庁のHPに掲載されるほか、検察官が把握している場合は、個別に通知をする。

◎ 関係機関・団体等における被害者支援

被害者支援をしている機関（検察庁以外）

- 日本司法支援センター(法テラス)
- 警察
- 弁護士会
- 民間の被害者支援団体
- 地方公共団体

※ 検察庁では、これらの関係機関・団体と相互に連携・協力して、被害者等の支援に努めている。